

第3章 計画の基本的な考え方

地域福祉を推進するにあたっては、私たちがどういった地域をつくろうとしているのか、明確な理念を持つ必要があります。この理念があってはじめて、市民が共に手を取りあい、同じ方向に向かって福祉のまちづくりに取り組むことができるのです。

地域福祉計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、これからの福祉のまちづくりの方向性を示すものです。また、基本目標は、地域福祉推進のキーワードとなるもので、具体的な施策の方向性を示すものです。

北見市地域福祉計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定めます。

1. 計画の基本理念

ふれあって 支えあって 助けあって…
どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、市民一人ひとりが「地域をより良くしたい」という意志を持ち、積極的に地域の課題解決に参加することが求められています。

互いに声をかけあい、出会い、交流し、ふれあうことで地域に豊かな人間関係が築かれ、寂しさや孤独を感じることなく生活することができます。

また、地域に助けあい、支えあいの輪が広がれば、いつまでもその人らしい充実した生活が、安全、安心のうえに成り立ちます。

誰もが個人の多様性を認め合い、誰もが心のふれあいを大切にし、誰もが相手の立場を理解し、誰もが優しい心を実践できたなら……………

きっと、「どんなときもみんなの笑顔が輝くまち・北見」が実現します。

2. 計画の基本目標

計画の基本目標は、基本理念の実現を目指し、北見市が地域住民や社会福祉協議会※、事業者と連携して地域福祉を推進していくために、施策展開の基本方向として設定するものです。



地域福祉の担い手づくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が広がる仕組みが必要です。地域福祉活動の主役である地域住民が、その担い手として積極的に活動できるよう、人材育成、交流の促進、情報の提供などの取り組みを推進します。



地域福祉のネットワークづくり

地域での助けあい、支えあいの関係を構築し、一人の不幸も見逃さない仕組みづくりを進めます。地域で活動する関係者の横のつながりを強化し、それぞれの役割分担を明確にしながら、あたたかい、ふれあいの輪を地域に広げる取り組みを推進します。



多様なサービス提供の仕組みづくり

市民が身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、相談体制と各種情報の提供体制の充実を図ります。また、利用者主体のサービス提供の仕組みづくりや地域に必要なサービス開発のため、市民、福祉サービス事業者、行政の協働※の取り組みを推進します。



暮らしを支える環境づくり

ふるさとに誇りと愛着を持ち、市民誰もが日々の生活の中で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。また、就職弱者の働く場づくりやバリアフリー※、ユニバーサルデザイン※を取り入れたまちづくりの取り組みを推進します。

3. 計画の体系

基本目標	基本施策	
	推進施策	推進事業
I 地域福祉の担い手づくり	1. 学校教育での福祉教育の推進	
	(1) 学校と地域の連携強化	①福祉教育推進ネットワークの構築
	(2) 福祉教育推進のための地域環境整備	①地域特性を生かした福祉教育プログラム(活動メニュー)の策定支援 ②福祉教育研修会の開催 ③福祉教育用教材の作成
	2. 社会教育での福祉教育の推進	
	(1) 地域での学習機会の充実	①福祉に関する学習活動の充実
	(2) 福祉情報などの提供	①継続的な地域福祉に関する情報の提供
	3. ボランティア、NPOなど市民活動の育成、支援	
	(1) 人材の発掘、育成	①ボランティア養成講座の充実※
		②ボランティア登録の促進
		③ボランティアアシスタント、アドバイザーの充実
		④青少年ボランティアの育成
		⑤高齢者のマンパワーの活用※
		⑥企業ボランティアの育成
(2) 活動の支援	①ボランティア、NPOの活動支援 ②ボランティア市民活動センターの機能充実	
4. 福祉意識の醸成・啓発		
(1) 心のバリアフリーの推進	①地域における交流事業の推進 ②障がいや認知症に対する正しい情報の提供	
II 地域福祉のネットワークづくり	1. 住民主体による地域福祉活動の推進	
	(1) 継続的な地域福祉課題の把握	①地域課題を考える住民懇談会の開催
	(2) 地域福祉活動の拠点づくり	①地域活動拠点施設の整備の検討
	(3) 小地域福祉活動の推進	①地域福祉活動合同推進本部との連携強化
		②町内会福祉活動の推進
		③小地域ネットワーク事業の推進
	(4) 個人情報の取り扱いの適正化	①個人情報の取扱事項に関する啓発※
	(5) 社会福祉協議会との連携強化	①地域福祉実践計画の取り組みと広報活動の支援
(6) 民生委員児童委員活動の推進	①民生委員児童委員活動の周知、研修の充実	

基本目標	基本施策	
	推進施策	推進事業
Ⅱ 地域福祉のネットワークづくり	2. 緊急時・災害時に備えた地域のネットワークづくり	
	(1) 地域の防災・防犯活動の推進	①地域の防災活動の推進 ②要援護者の支援体制の確立※ ③情報伝達体制の強化 ④防災ボランティアの受入体制の整備 ⑤地域の防犯活動の推進
Ⅲ 多様なサービス提供の仕組みづくり	1. 相談体制とサービス提供体制の充実	
	(1) 相談体制の充実	①地域での相談窓口の充実※ ②市役所での相談支援体制の充実
	(2) サービス提供体制の充実	①専門機関、福祉サービス事業者の連携 ②福祉専門職の資質の向上
	(3) サービス提供主体の育成	①民間事業者参入の促進 ②福祉サービスの開発支援※
	2. 情報の提供体制の充実	
	(1) 情報の収集・提供体制の充実	①保健・医療・福祉の情報提供の推進
	(2) 情報提供のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	①情報提供のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
	3. 利用者主体のサービス実現	
	(1) 福祉サービスの利用支援	①日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用促進
	(2) 福祉サービス事業者の評価制度の促進	①福祉サービス事業者の第三者評価・自己評価の促進
Ⅳ 暮らしを支える環境づくり	1. 就労支援と地域での働く場づくり	
	(1) 障がい者の就労支援	①全市的な障がい者雇用の啓発と情報提供 ②障がい者の就労支援ネットワークの構築 ③障がいの適性と能力に応じて選択できる多様な就労の場の創出
	(2) コミュニティビジネスの育成、支援	①コミュニティビジネスによる雇用の場づくり
	2. バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	
	(1) 公共施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	①公共的な施設におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進※
	(2) 住環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	①バリアフリー、ユニバーサルデザインの住宅建設の促進
	(3) 生活環境のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化	①地域のバリアフリーの推進

※印は重点事業